

蟹江町かわまち照明灯広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蟹江町広告掲載要綱（平成19年要綱第11号。以下「要綱」という。）及び蟹江町広告掲載基準（平成19年4月1日施行。以下「基準」という。）の規定に基づき、蟹江町（以下「町」という。）が蟹江町大字須成字門屋敷下地内外に設置するかわまち照明灯（蟹江川かわまちづくり計画において、蟹江川の天王橋から御葭橋までの堤防に設置するソーラーフットライトをいう。以下同じ。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告 1基のかわまち照明灯の上部3面に掲載する広告をいう。
- (2) 広告主 自らが行う事業や活動を広告に掲載しようとする者をいう。

(広告の範囲)

第3条 広告は、要綱及び基準に定めるところによる。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、天王橋を起点に申込みの先着順に掲載するものとする。ただし、第6条第3項の規定により、2基以上を掲載する場合は、連続して掲載するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、3年以内とし、掲載開始日及び終了日は別に定める。

(広告の掲載規格等)

第6条 広告の掲載規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 1面当たり140mm×140mm
- (2) 配色 4色（シアン・マゼンタ・イエロー・ブラック）でJIS規格の色に限る。

2 1広告主当たり1基とし、1基につき3面に同一の広告を掲載するものとする。

3 掲載する広告が全ての基数に満たない場合は、3基を上限として掲載できるものとする。ただし、複数基に掲載する広告は同一のものとする。

(広告の掲載料金)

第7条 広告の掲載料金は、1基当たり年額50,000円(消費税等の額を含む。)とし、掲載開始日の属する年度に全期間の料金を徴収するものとする。

2 別に定める掲載開始日以後に掲載する広告の掲載期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算するものとする。

3 前項の掲載料金の1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、広報誌、町公式ウェブサイト等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告主は、蟹江町かわまち照明灯広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に町長が別に定める書類等を添付して、掲載を希望する60日前までに町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第10条 町長は、申込書の提出があったときは、速やかに広告掲載の可否を決定するものとする。この場合において、町長は、必要に応じて蟹江町広告審査委員会の審査に付し、その結果を参考として可否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を蟹江町かわまち照明灯広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告内容等の作成等)

第11条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成し、町長が指定する期日までに提出するものとする。

(広告内容等の変更)

第12条 町長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

(広告主の届出義務)

第13条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、蟹江町かわまち照明灯広告申込内容変更届（様式第3号）により、変更等を希望する60日前までに町長に届け出なければならない。

(1) 広告を差し替えるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

（広告掲載の取消し）

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 町長が指定する期日までに掲載料を納付しないとき又は納付する見込みがないとき。

(2) 町長が指定する期日までに広告原稿が提出されないとき。

(3) 広告主から掲載取下げの申出があったとき。

(4) 広告の内容等が変更され、要綱及び基準に抵触する場合であって、町長が必要と認めるとき。

(5) 前各号に規定するもののほか、掲載内容がこの要領に適合しないと町長が判断したとき。

2 町長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、蟹江町かわまち照明灯広告掲載取消通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

（損害賠償請求）

第15条 前条第1項第4号及び第5号に該当する事由により町が被害を被った場合は、町長は、広告主に対し損害賠償を請求できるものとする。

（広告掲載の取下げ）

第16条 広告主は、自己の都合により照明灯への広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は蟹江町かわまち照明灯広告掲載取下届（様式第5号）により広告掲載の取下げを希望する60日前までに町長に届け出なければならない。

（広告掲載料の還付）

第17条 広告主の責めに帰すことができない理由により、町が広告を掲載できなかったときは、広告原稿の未掲載分に限り、納付済みの掲載料を還付する。ただし、天災、事故等町の責めに帰すことができない場合は、この限りでない。

2 掲載料の還付を受けようとする者は、蟹江町かわまち照明灯広告掲載料還付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

3 還付を請求する期間は、広告を掲載することができなくなった日の翌月から掲載期間の終了月までとする。

4 請求金額は、第7条の規定に準ずる。この場合において、同条中「掲載料金」とあるのは「請求金額」と読み替えるものとする。

（広告主の責任等）

第18条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（委任）

第19条 この要領に定めるもののほか、照明灯への広告掲載に関して必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。